

造船所で働く皆さんの
安全衛生チェックポイント



社団法人 日本造船工業会

平成13年3月

誓いのことば

今日も一日、無事故を願い
私自身のため、家族のため
すべての人のために、決め
たことは必ず守り、安全作
業をすることを誓います。



基本事項

- (1) 乱れた服装で作業をしない。
- (2) 安全帽、安全靴、マスク、メガネ、耳栓等の保護具は正しく確実に使用する。特に安全帽のあごひもはしっかりと締める。
- (3) クレーン、フォークリフトの運転、玉掛合図等資格を要する作業は、無資格者は行わない。
- (4) 喫煙は指定の場所で行い、歩行中及び作業中は、くわえタバコをしない。

- (5) 火気厳禁、立入禁止等の標識のある箇所は表示内容を守る。
- (6) 設備、工器具、器材は使用前に点検し、安全を確認してから使用する。
- (7) 作業中、危険を感じたときは、直ちに作業を中止し、関係者に連絡する。
- (8) 避難通路や避難方法については、万一のことを考え、作業前によく確かめる。

爆発・火災・中毒災害の防止

(1) 火気作業を行うときは次のことを守る。

○ガス器具、ガスホース、ボンベのガス漏れはないか点検する。

○周囲と裏側に可燃物、引火物がないことを確認する。

○消火器、消火ホース、火受け等を設置し、必要により見張人を配置する。

(2) 火気作業終了後は、残り火の後始末を確実に行う。

(3) 塗装作業を行うときは、次のことを守る。

○トラロープ等で火気厳禁区域を設定する。

- 作業期間や火気厳禁及び立入禁止の表示をする。
- 周辺または裏側で火気作業を行っていないか十分に確認する。
- 狭い場所で行う場合は換気を十分に行い、随時ガス検知を行う。
- エアラインマスクまたは有効な保護マスクを使用する。
- 塗装用スプレーポンプ（吹付機）を使用するときは、アースを確実に設置する。
- 照明は防爆灯を使用する。

(4) タンクや容器等の中で作業をする場合は、次のことを守る。

- 酸素欠乏、爆発性ガス、有毒ガスがないかガス検知を行い安全を

確認する。また、ガス検知の結果等は入口に必ず表示する。

○換気を十分に行うと共に必要により見張人を配置する。

- (5) 塗料、油等の引火物は一定の場所に保管し、消火器を設置すると共に火気厳禁の表示をする。

墜落災害の防止

- (1) 高所作業(2 m以上)を行うときは、必ず安全帯を装着し、確実に使用する。
- (2) 架設の足場等には必ず手すりを設置する。また、足場、手すり、梯子等は作業前に点検し、使用する。
- (3) 足場、手すり、梯子等は無断で変更

したり取り外さない。

- (4) マンホールやハッチ等の開口部付近で作業するときは、手すり、柵、ふた等で墜落防止措置を行う。
- (5) 足場へのとび乗り、とび降りはしない。
- (6) 手に物を持って梯子を昇降しない。
- (7) 手すりや親綱等の安全带をとる設備がないところでは、安全带取付治具を携帯し、使用する。

飛 来 落 下 災 害 の 防 止

- (1) 足場上には、物は置かない。
止むを得ず置く場合は、固縛等の落下防止措置を講ずる。
- (2) 高所から物を投げない、落とさない。

- (3) タラップの昇降口や開口部付近に物を置かない。
- (4) 上下同時作業を止むを得ず行うときはよく連絡をとり危険のないことを確認する。
- (5) 長いものは立てかけない。不安定なものには金矢、木矢、枕木等を使い、倒れ止め、荷崩れ等の防止をする。
- (6) 治工具類は飛来または落下しないようにロープ等で強固なものに固縛する。
- (7) 物が飛来または落下の恐れのある場合は、トラロープ等で立入禁止の措置を行う。

運搬災害の防止

- (1) クレーン、玉掛作業を行うときは、次のことを守る。
- クレーンや吊り具は吊り荷の重量、形状に合ったものを正しく選び、使用前点検を確実に行う。
 - 玉掛合図は大きく、はっきり行う。
 - 吊り荷の下に入らないと共に吊り荷の下及び周囲の人払いを確実に行う。
 - 吊り荷にはむやみに手を触れない。
- (2) 車両を使用して物を運搬するときは、荷崩れ及び落下しないように十分に固縛する。
- (3) 人力により重い物を運搬するときは、

無理をせず共同で行う。

- (4) 手で重い物を持つときは、できるだけ品物を体に近寄せて持つ。

整理 ・ 整頓 ・ 清掃

- (1) 作業場は常に整理、整頓、清掃に心がける。
- (2) 安全通路、階段、クレーンの軌道等の付近に物を置かない。
- (3) 電線、ホース類は通行を妨げないように導設する。
- (4) スクラップ、ゴミ、油ボロ等はそれぞれの容器に分けて入れる。
- (5) 材料、治工具などは、それぞれの定められた場所に直角・平行に置く。
- (6) 足場器材、工器具、部品類等の不要

器材は所定の場所に戻しておく。

(7) 床面に油をこぼしたときはよく拭き取る。

(8) 非常口、電源BOX、担架、消火器、消火栓の付近には物を置かない。

感電災害の防止

(1) 電気作業を行うときは、次のことを守る。

○濡れた手で行わない。

○作業前に元スイッチに作業者名、作業内容、作業期日を表示する。

○器具を接続する前に手元スイッチが切れていることを確認する。

○裸電線、被覆が破損した電線は使用しない。

○スイッチ、コンセントに無理な配線をしてはいけない。

(2) 溶接作業を行うときは、次のことを守る。

○濡れた手や服装で行わない。

○溶接機の自動電撃防止器は作業前に作動を点検する。

○ホルダーの絶縁カバーが破損したものは使用しない。

○ホルダーに溶接棒をつけたまま放置しない。

(3) 電気機械器具等を使用するときは、アースを確実に設置する。

(4) 作業終了時や停電時は必ずスイッチを切る。

(5) 故障、危険、開閉禁止等の標示のスイッチには絶対触れない。

平成13年度第22回安全衛生強化月間

スローガン

『できますか？

その方法で安全作業、

だいじょうぶ？

その習慣で健康管理』